

寒川町部設置条例新旧対照表

現 行	改 正 案
(設置) 第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定に基づき、町長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部を置く。 (略) <u>福祉部</u> <u>健康子ども部</u> (略) (事務分掌) 第2条 前条の規定による部の事務分掌は、おおむね次のとおりとする。 企画部 <u>(1) 秘書及び渉外に関すること。</u> <u>(2)～(6)</u> (略) <u>(7) 統計マーケティングに関すること。</u> <u>(8)・(9)</u> (略) 総務部 (加える) <u>(1)</u> (略) (加える) <u>(2)～(8)</u> (略) 町民部 (1) (略) <u>(2) 生涯学習に関すること。</u> <u>(3) 文化に関すること。</u> <u>(4)～(7)</u> (略) (加える) <u>福祉部</u>	(設置) 第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定に基づき、町長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部を置く。 (略) <u>学び育成部</u> <u>健康福祉部</u> (略) (事務分掌) 第2条 前条の規定による部の事務分掌は、おおむね次のとおりとする。 企画部 (削る) <u>(1)～(5)</u> (略) <u>(6) マーケティング</u>に関すること。 <u>(7)・(8)</u> (略) 総務部 <u>(1) 秘書及び渉外に関すること。</u> <u>(2)</u> (略) <u>(3) 統計に関すること。</u> <u>(4)～(10)</u> (略) 町民部 (1) (略) (削る) <u>(2)～(5)</u> (略) <u>学び育成部</u> <u>(1) 子育て支援に関すること。</u> <u>(2) 生涯学習に関すること。</u> <u>(3) 文化に関すること。</u> <u>(4) 青少年育成に関すること。</u> <u>(5) スポーツに関すること。</u> <u>健康福祉部</u>

- (1)～(3) (略)
(加える)

健康子ども部

- (1) 子育て支援に関すること。
(2) 青少年育成に関すること。
(3) 健康づくり及び予防に関するこ
と。
(4) スポーツに関すること。

環境経済部

- (1)～(3) (略)

都市建設部

- (1)～(8) (略)

拠点づくり部

- (1)～(3) (略)
～略～

- (1)～(3) (略)

- (4) 健康づくり及び予防に関するこ
と。

(削る)

環境経済部

- (1)～(3) (略)

都市建設部

- (1)～(8) (略)

拠点づくり部

- (1)～(3) (略)
～略～

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行す
る。

(寒川町特別職報酬等審議会条例の一部
改正)

- 2 寒川町特別職報酬等審議会条例(昭和4
0年寒川町条例第1号)の一部を次のよう
に改正する。

第6条中「総務部総務課」を「総務部」
に改める。

(寒川町スポーツ推進審議会条例の一部
改正)

- 3 寒川町スポーツ推進審議会条例(平成1
0年寒川町条例第3号)の一部を次のよう
に改正する。

第8条中「健康子ども部健康・スポー
ツ課」を「学び育成部」に改める。

(附則第2項関係)寒川町特別職報酬等審議会条例新旧対照表

現 行	改 正 案
～ 略 ～ (庶務) 第6条 審議会の庶務は、<u>総務部総務課</u>において処理する。 ～ 略 ～	～ 略 ～ (庶務) 第6条 審議会の庶務は、<u>総務部</u>において処理する。 ～ 略 ～

(附則第3項関係)寒川町スポーツ推進審議会条例新旧対照表

現 行	改 正 案
～ 略 ～ (庶務) 第8条 審議会の庶務は、<u>健康子ども部健康・スポーツ課</u>において処理する。 ～ 略 ～	～ 略 ～ (庶務) 第8条 審議会の庶務は、<u>学び育成部</u>において処理する。 ～ 略 ～